

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第9号

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム使用料規則（平成25年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第2条 略 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、常設展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券（以下「年間観覧券」という。）により観覧する場合の観覧料並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを年間観覧券により観覧する場合の観覧料は、別表第2のとおりとする。	(使用料) 第2条 略 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、常設展示室及び特別展示室を香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券により観覧する場合の観覧料は、別表第2のとおりとする。
(観覧料の免除) 第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第8号に該当する者については歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、第9号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、第10号に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。 (1)～(7) 略 (8) 法人等会員証（県が法人等（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）に対し交付するミュージアムの利用に係る証票をいう。以下同じ。）の交付を受けている法人等の関係者であって当該法人等会員証を利用する権利を有する者 (9)・(10) 略 2～7 略 8 第1項第8号に掲げる者は、入室の際、法人等会員証を提示しなければ	(観覧料の免除) 第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第8号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、第9号に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。 (1)～(7) 略 (8)・(9) 略 2～7 略

ならない。

9 第1項第9号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

(観覧料の減額)

第5条 略

2・3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者については、特別展示室及び県民ギャラリーの観覧料を、その2分の1に相当する額に減額する。この場合において、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 年間観覧券の交付を受けている者（以下「パスポート会員」という。）
(年間観覧券により観覧する場合を除く。)

(2) パスポート会員に同行して観覧する者（観覧1回につき1人に限る。）

5 前項第1号に掲げる者は、入室の際、年間観覧券を提示しなければならない。

6 略

別表第2（第2条関係）

種類	観覧料の額
年間観覧券	略

備考 特別展示室及び県民ギャラリーの年間観覧券による観覧は、展覧会ごとに1回に限るものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

8 第1項第8号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

(観覧料の減額)

第5条 略

2・3 略

4 略

別表第2（第2条関係）

種類	観覧料の額
香川県立ミュージアム年間観覧券	略